

審 第 2 5 6 5 号  
答 申 第 2 2 9 号  
平成 3 1 年 3 月 2 5 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 8 年 9 月 1 6 日 付 け ○ ○ 第 ○ ○ 号 による 下 記 の 諮 問 について、別紙のと  
おり 答 申 し ます。

記

諮問第 2 0 6 号

平成 2 8 年 8 月 8 日 付 け で 審 査 請 求 人 から 提 起 さ れ た、平成 2 8 年 6 月 2 4 日  
付 け ○ ○ 第 ○ ○ 号 で 行 っ た 自 己 情 報 不 開 示 決 定 に 係 る 審 査 請 求 に 対 す る 裁 決 に つ  
い て

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成28年6月24日付け〇〇第〇〇号で行った、開示請求に係る個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否した自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年6月15日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「平成〇〇年〇〇月〇〇日に開催された〇〇に関する精神医療審査会の審議過程、却下理由が分かる議事要旨等及び同審査会に付された資料（〇〇による「意見書」等）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関が本件決定を行ったところ、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、平成28年8月8日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (3) 本件審査請求を受け、実施機関は、条例第47条第1項の規定により、審議会に対し平成28年9月16日付け〇〇第〇〇号により諮問（以下「本件諮問」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書においておおむね以下のとおり主張している。
  - ア 審査請求の趣旨  
本件決定を取消すとの裁決を求める。
  - イ 審査請求の理由  
審査請求人に係る措置入院決定等に関して不当と判断し損害賠償、慰謝料を求めて千葉県等を相手取り民事訴訟を提起するため、その資料として当該行政文書の存否も含め不開示とされることにより不利益を被るため。
- (2) また、審査請求人は、反論書においておおむね以下のとおり主張している。
  - ア 実施機関は本件決定が妥当であったと主張しているが、本件開示請求は、精神医療審査会での審査結果を不服として関係者に対する損害賠償請求訴訟を提起するために必要として請求したものであり、不開示とされることは憲法第32条により国民に保障されている裁判を受ける権利を侵害するものである。
  - イ 憲法は国の最高法規であり、憲法に反する法律その他の行為の全部又は一部は、その効力を有さないとされていることから、本件決定は無効である。

#### 4 実施機関の弁明要旨

実施機関の主張はおおむね以下のとおりである。

##### (1) 対象文書の特定について

本件開示請求を受け、次のア～ウの行政文書について開示決定又は部分開示決定とし、エについては不開示決定（存否応答拒否）とした。

ア 「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け開示請求者の意見書」を開示決定した。（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）

イ 「平成〇〇年〇〇月〇〇日に実施した開示請求者に係る退院請求意見聴取結果報告書」を部分開示決定した。（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）

ウ 「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け病院管理者等の意見書」を部分開示決定した。（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）

エ 「開示請求者及び病院管理者等の意見書以外の意見書」を不開示決定とした。（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）

##### (2) 精神医療審査会について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の規定により、都道府県には、精神科病院に入院中の者等からの退院等請求に関する審査を行うための精神医療審査会が設置されている。

精神医療審査会は、都道府県知事から審査を求められたときは、当該審査に係る者について、その入院の必要があるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知する。厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知にある「精神医療審査会運営マニュアル」により、審査をするに当たって、必要に応じて以下の関係者に対して意見を求めることができるとされている。

- ①当該患者 ②請求者 ③病院管理者又はその代理人 ④当該患者の主治医等
- ⑤当該患者の入院に同意した家族等

##### (3) 本件決定の理由について

###### ア 不開示の理由について

本件対象文書が提出されたか否かを明らかにすること自体が、条例第20条（存否応答拒否）に該当する内容であり、条例第17条第2号（第三者の個人情報）及び第6号ハ（事務事業情報）で保護しようとする権利利益を侵害するおそれがあるため、本件決定を行った。

###### イ 条例第17条第2号の該当性について

(ア) 意見書には、意見を付した者の意見のほか、住所、氏名、本人との続柄等の記載がなされていることが一般的であり、これらの情報は特定の個人が識別されるものである。

(イ) また、仮に開示請求者及び病院管理者等以外に対する意見聴取に係る情報が存在しているが不開示とした場合、開示請求者及び病院管理者等以外の関係者から意見提出があったことが明らかになり、本人の望まない審査結果となった際に、想定される関係者に対し、意見内容等について種々の問い合わせがなされたり、関係者と開示請求者との間に軋轢を生じさせるおそれが否定できない。

(ウ) よって、本件対象文書に係る情報の存否を明らかにすることは、第三者の個人

情報を開示することとなる、又は開示請求者以外の権利利益を損なうおそれがあるものとして、本号に該当する。

ウ 条例第17条第6号ハの該当性について

(ア) 開示請求者及び病院管理者等以外の者であっても関係者であれば、その者から徴した意見書の内容は、本人の日常行動等に関して述べた評価又は判断による情報となりうる。

(イ) 退院等請求の審査の事務の性質上、当該事務において取り扱う情報の内容には、本人の認識や意向に沿わないものもあり、意見陳述者は、その内容が本人に開示されないことを前提として、率直に意見を述べている。この意見を本人に開示されることとなれば、意見陳述者は、率直に意見を述べることができなくなり、退院等請求にかかる審査の適正な執行に著しい支障が生じることとなる。

(ウ) 実施機関が開示請求者及び病院管理者等以外の者から意見を聴いたか否かを明らかにすると、実施機関に対する意見陳述者の信頼は大きく損なわれ、以後、意見陳述者となろうとしている者が、意見を述べることを躊躇し、又は実施機関に対し協力を拒否する等、退院等請求にかかる審査の適正な執行に著しい支障が生じることとなる。

(エ) よって、本号ハに該当する。

(4) 審査請求人の理由について

審査請求人は、前記3(1)のとおり、措置入院決定等について損害賠償等を求めて民事訴訟を提起するため、不開示とされることで不利益を被るため本件決定は違法である旨を主張するが、前記(3)のとおり条例第20条並びに条例第17条第2号及び第6号ハに該当することを理由として行った本件決定は、適法かつ妥当であったと考えている。

## 5 審議会の判断

(1) 精神医療審査会における審査手続について

ア 千葉県精神医療審査会（以下「県精神医療審査会」という。）は、法第38条の4の規定により精神科病院に入院中の者等が行った退院等の請求（以下「退院請求」という。）があったときに、法第38条の5の規定により退院請求に係る入院中の者が引き続き入院の必要があるかどうか等について審査を行う本県の附属機関である。

イ 当該審査に当たっては、精神医療審査会は同条第3項の規定により退院請求をした者及び入院先の精神科病院の管理者の意見を聴かなければならないとされており、また、同条第4項の規定により必要があると認める時はその他の関係者に対して報告を求めることができるとされている。

また、前記4(2)のとおり、国の「精神医療審査会運営マニュアル」においては、審査時における意見聴取の対象として、「当該患者」、「請求者」、「病院管理者又はその代理人」、「当該患者の主治医等」及び「当該患者の入院に同意した家族等」が列記され、これらの関係者については必要に応じて意見を求めることができるとされている。

(2) 本件開示請求及び本件決定に係る事実経過について

ア 審議会が確認したところ、本件開示請求及び本件決定に係る主な事実経過は以下のとおりである。

(ア) 平成〇〇年〇〇月、法第29条の規定による措置入院命令により医療機関に入院していた審査請求人が実施機関に対して退院請求（以下「本件退院請求」という。）を行ったところ、退院は認められなかった。

(イ) 平成28年6月、審査請求人が実施機関に対して本件開示請求を行ったところ、実施機関は、前記4（1）で説明するとおり、関係者の意見聴取手続に係る行政文書である、

①退院請求者（審査請求人）の意見書

②入院医療機関の管理者等の意見書

③医療委員の意見聴取報告

を特定した上で、①については開示決定（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号。以下「別決定1」という。）を行い、②及び③については部分開示決定（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号。以下「別決定2」という。）を行った。

(ウ) そして、別決定1及び別決定2と併せて、実施機関は、本件決定により、本件退院請求の審査手続において①及び②以外の意見書が県精神医療審査会に提出された事実（以下「本件意見情報」という。）の有無を明らかにすることが条例第17条第2号及び第6号ハに規定する不開示情報を開示することとなるとして、条例第20条の規定による存否応答拒否を行った。

イ 本件開示請求に対するこれらの決定に対して、審査請求人は、別決定2について審査請求を行い不開示とされた情報の開示を求めるとともに、別途、本件決定については本件審査請求を行い、不開示決定を取り消すべきと主張しているため、以下、本件決定の存否応答拒否の妥当性について検討する。

### (3) 存否応答拒否の妥当性について

ア 本件決定において、実施機関は、条例第17条第2号及び第6号ハの不開示情報を開示することとなるとして存否応答拒否を行ったとするので、まず、同条第2号の該当性、すなわち、本件意見情報の存否を応答することが、審査請求人以外の個人を識別することができる情報を開示することになるか否か、又は、識別することはできないもののなお審査請求人以外の個人の権利利益を害することになるか否かについて検討する。

イ 本件は、措置入院命令により本人の意向には沿わない形で精神科病院に入院していた審査請求人が、退院請求を行ったにもかかわらず認められなかったという事案であり、また、退院請求の審査に際し県精神医療審査会が任意に意見聴取を行うことができる関係者については、国の審査マニュアルにも列記され、退院請求を行った者にとっては自ずと対象者の範囲を限定して推測しうるものであると考えられる。

ウ これらの事情を踏まえると、関係者による意見が提出されていた、あるいは何ら提出されていなかったという事実について退院請求を行った本人が知ることとなれば、審査結果に対する不満から、限られた関係者のうち特定の個人に対する一方的な誤解や憶測を招くといった事態に至る可能性は否定できない。

エ したがって、本件意見情報については、その存否を答えるだけで審査請求人以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第17条第2号に該当する不開示情報を開示することになると認められるため、同条第6号ハの不開示情報の該当性を検討するまでもなく、実施機関が条例第20条の規定により本件決定を行ったことは妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

ただし、本件開示請求に係る対象文書の特定については、本件諮問と併せて審議を行った別決定2に係る平成31年3月25日付け答申第228号において附言したとおりであるので、実施機関においては、今後、開示請求制度の適切な運用に努められたい。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 9月16日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
平成28年10月 3日	反論書の写しの受理
平成30年11月22日	審議（平成30年度第7回第1部会）
平成30年12月18日	審議（平成30年度第8回第1部会）
平成31年 1月23日	審議（平成30年度第9回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者